

市税の猶予制度のしおり

坂井市



市税の猶予制度について

市税は定められた納期限までに納付・納入していただくことが定められています。

しかし、一定の理由によって、市税を一時に納付することができない場合、市役所税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

猶予に該当する要件

猶予該当要件	申請期限	適用制度
財産について災害を受け、又は盗難にあったこと	猶予を受けようとする期間より前 (申請の期限はありません)	徴収の猶予 (地方税法第15条)
納税者又はその者と生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと		
事業を廃止し、又は休止したこと		
事業について著しい損失を受けたこと		
本来の法定納期限から1年以上経過した後に、賦課決定の遅延等により納付、又は納入すべき税額が確定したこと	本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した市税の納期限まで	
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合	納付すべき市税の納期限から6ヶ月以内	換価の猶予 (地方税法第15条の6)

猶予が認められた場合

分割等により納付することが可能になります。

+ それに加えて

徴収の猶予では、	換価の猶予では、
(1) 新たな督促や差押え、すでに差押えを受けている財産の換価(売却)などの滞納処分が行われません。 (2) すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。 (3) 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。	(1) すでに差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。 (2) 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予(又は差押えが解除)される場合があります。 (3) 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。 ※換価の猶予が認められた場合であっても督促状は法令の規定により送付されます。

目次

市税の猶予制度について	2
猶予に該当する要件.....	2
猶予が認められた場合	2
手続きの流れ	4
1. 猶予を受けるための要件の確認	4
2. 申請書の作成・提出	4
3. 提出された申請書等の審査	5
第1 猶予制度についての詳しい説明.....	6
1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件.....	6
2 本来の納期限から1年以上経過した後納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の要件	6
3 換価の猶予を受けることができる要件.....	7
4 猶予期間	7
5 申請のために必要な書類.....	8
6 提出された申請書等の審査	8
7 猶予が許可された場合	9
8 不許可となる場合.....	9
9 猶予の取消し又は猶予期間の短縮	10
10 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について.....	10
第2 納税猶予申請書(⇒23 ページ)の書き方	11
第3 財産収支明細書(⇒24 ページ)の書き方	14
第4 担保関係書類の書き方	19
1 担保提供書の書き方(担保種類が不動産の場合⇒26 ページ)	19
2 抵当権設定承諾書の書き方(⇒27 ページ).....	21
3 担保提供書の書き方(担保種類が保証人の場合⇒28 ページ)	22
【巻末】申請書類一式	

手続きの流れ

1. 猶予を受けるための要件の確認

(通常の) 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などにより、市税を一時に納付することができない場合は、納期限の前後を問わず申請により徴収猶予を受けることができます。

また、本来の期限（法定納期限）から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができないと認められる場合は、その市税の納期限までに申請することにより、徴収猶予を受けることができます。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納期限から6か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます。

2. 申請書の作成・提出

○申請書

- ・納税の猶予申請書（1枚で複数の猶予を申請できます）

○添付書類 ※申請する猶予制度により必要なものが異なります。

- ・ 財産収支明細書
- ・ 担保提供に必要な書類（猶予を受けようとする金額※が **100万円以上**の場合必要。猶予期間が3ヶ月以内の場合、その他特別な事情がある場合は**不要**）
- ・ 災害、病気、事業の休廃業などを証する書類（法定納期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した場合は**不要**）

※申請時点で未確定の延滞金は含みません。

○提出先 坂井市役所税務課

3. 提出された申請書等の審査

提出された申請書や添付書類等の内容を確認して、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額や期間などの審査を行います。

なお、申請書等に不備がある場合、速やかに補正をしていただく必要があります。



猶予が許可された場合

「徴収猶予許可通知書」(又は「換価の猶予許可通知書」)が送付されます。

届いた通知書に記入された分割納付計画のとおり、同封された納付書を使って納付・納入します。

猶予が許可された場合、延滞金の全部又は一部が免除となりますが、一部免除後の残りの延滞金については、原則として分割納付の最終回に加算し、納付書を送付します。

猶予が不許可の場合

一定の場合には猶予が許可されない場合があります。

この場合には「徴収猶予不許可通知書」(又は「換価の猶予不許可通知書」)が送付されます。

完納

猶予の取り消し等

一定の場合には猶予が取り消されることがや、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更が認められることがあります。

第1 猶予制度についての詳しい説明

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①～④の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次のいずれかに該当する事実（申請者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じたものに限ります。以下、「猶予該当事実」といいます。）があること

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
				
申請者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	申請者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したと	申請者がその事業を廃止し、又は休止したと	申請者がその事業につき著しい損失を受けたこと（※1）	申請者に(ア)～(エ)に類する事実（詐欺の被害、横領の被害、取引先の倒産、リストラなど）があったこと（※2）

- ② 猶予該当事実に基づき、申請者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
 ③ 猶予申請書が坂井市役所税務課に提出されていること
 ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保（13 ページ「⑦担保」参照）の提供があること（※3）

※1 「申請者がその事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下、「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前の1年間（以下、「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失金額を超えていること）をいいます。

※2 「(オ) 申請者に(ア)～(エ)に類する事実があったこと」のうち、「(エ) 申請者がその事業につき著しい損失を受けたこと」に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要があります。担保に関する書類の書き方は19 ページ～第4 担保関係書類の書き方を参照してください。担保を提供する必要がない場合には提出は不要です。詳細は坂井市役所税務課までお問い合わせください。

2 本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①～④の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税があること（※1）
 ② 申請者が①の市税を一時に納付できない理由があると認められること

- ③ 申請者から①の市税の納期限までに猶予申請書が坂井市役所税務課に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保(13 ページ「⑦担保」参照)の提供があること(※2)

※1 例えば、法定納期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当します。

※2 担保についての取扱いは、上記「1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件」の場合と同様ですが、一部の市税の税目(税金の種類)により取扱いが異なることがありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

3 換価の猶予を受けることができる要件

次の①～⑤の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること(※1)
 - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること(※2)
 - ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
 - ④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に「猶予申請書」が坂井市役所税務課に提出されていること
- 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(※3)



※1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

※2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、申請者がその市税を優先的に納付する意思を有していると市長が認めることができることをいいます。

※3 次の①～③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます。)が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情(地方税法により担保として提供することができるとされている種類の財産がないなど)がある場合

4 猶予期間

猶予が受けられる期間は、1年(※)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間です。

徴収猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に税務課に延長の申請をすることにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

5 申請のために必要な書類

申請する猶予制度により必要な書類が異なります

徴収猶予	換価の猶予
○納税の猶予申請書（1枚で複数の猶予制度を申請できます） ○財産収支明細書	
○災害等により納付困難となった場合の猶予を申請する場合には、 猶予該当事実があることを証する書類（※1）	
○(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合) 担保の提供に関する書類（※2） （13 ページ「⑦ 担保」参照）	

※1 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。

- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
 - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
 - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
 - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など
- また、災害、病気等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出が困難な事情があるときは、税務課にご相談ください。

※2 猶予を受けようとする金額は、未確定の延滞金を含みます。担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

担保を提供する必要がない場合には提出は不要です。

6 提出された申請書等の審査

坂井市役所税務課で、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。税務課から補正通知書が送付された場合、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

職員が申請者に対して、申請書や添付書類に記入された内容（猶予該当事実、市税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等）について、質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

7 猶予が許可された場合

徴収猶予が許可された場合には、「徴収（換価）猶予許可通知書」と納付書が申請者に送付されますので、その通知書に記入された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付します。

猶予期間中は、延滞金が次のとおり免除されます。

徴収猶予							換価の猶予
災害又は盗難	病気又は負傷	これらに類似	事業の休廃止	著しい損失	これらに類似	1年以上経過後税額確定	
全額免除			猶予特例基準割合を超える分を免除 (納期限の翌日から1か月を経過する日まで△年1.5%、それ以降は△年7.8%)				

猶予特例基準割合については、税務課までお問い合わせください。

なお、審査の結果、①申請書に記入された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記入された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。

このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

9 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件に該当しないとき。
- ② 申請者について滞納処分、強制執行、破産手続などの強制換価手続が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために税務課職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避（きひ）したとき。（※1）
- ④ 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※2）

※1 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

※2 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（6ページの「1災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件」①の(ア)～(オ)の新たな猶予該当事実が生じたことにより徴収猶予の申請をする場合などを除きます。）などが該当します。

10 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

徴収猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることや猶予期間が短縮されることがあります。

- ① 猶予を受けている者について、滞納処分、強制執行、破産手続などの強制換価手続が開始されたとき、法人である猶予を受けている者が解散したとき、猶予を受けている者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている市税を「徴収猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおりになし納付しないとき。
- ③ 市長が行った担保変更等の求めに応じないとき。
- ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき。(※)
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

※ 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合は坂井市役所税務課へご相談ください。

なお、徴収猶予の取り消しを決定する前には、①の場合を除いて口頭又は書面で弁明を聴取します。

ただし、正当な理由がなく弁明をしない場合（※）は、弁明を聴取することなく猶予が取り消されます。

※ 「正当な理由がなく弁明をしないとき」とは、災害、病気による入院等、申請者の責めに帰することができないと認められる理由がないにもかかわらず弁明をしない場合をいいます。

11 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について

猶予に係る市税が納期限到来前である場合には、通常の納期限内に納付してください。

既に納期限が到来している場合は、ただちに納付してください。

① 申請者

住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、日中連絡のつく電話番号（携帯電話も可）を記入し、押印します。申請者が法人である場合は、その代表者の住所、氏名を併せて記入するほか、印鑑は代表取締役印（丸印・会社設立の際に法務局に登録した印鑑）を押印します。

② 納付すべき市税等

現在納付すべき市税について、明細書を持っている場合は、「別紙明細書のとおり」にチェック（）を入れます。明細書に記載された市税全額について猶予を受ける場合は、「上記市税全て」にチェック（）を、一部猶予を希望する場合は、猶予希望額を記入します。

明細書がない場合は、猶予を受けようとする市税を表に記入します。未納額、督促手数料、延滞金を記入します。通知書番号は、納税通知書等で分かる場合は記入し、不明の場合は記入する必要はありません。

③ 猶予を受けようとする期間

換価の猶予を受けて、市税を分割納付する場合の「猶予期間の開始日」（※）から延滞金が発生した場合の延滞金を含めた「分割納付の最終日」を記入します。

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。郵送により申請書を提出した場合、猶予期間の開始日は消印の押された日となります。ただし、納付すべき市税の納期限以前に申請をする場合は、その市税の納期限の翌日です。「分割納付の最終日」は、財産収支明細書の「6 分割納付計画」の最終回と同じ日になります。

④ 該当条項

申請する猶予制度にあわせて適切なものをチェックしてください。

- ・ 徴収猶予を申請する場合、納税者の猶予該当事実（6ページ参照）にあわせて、「(徴収猶予)地方税法第15条第1項」の当てはまるものにチェック（）。
第1号 災害又は盗難 第2号 本人または家族の病気 第3号 事業の休止または休止
第4号 事業につき著しい損失 第5号 ()号に類似する事実があった
- ・ 本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき市税が確定したことによる徴収猶予を申請する場合は、「(徴収猶予)地方税法第15条第2項」にチェック（）
- ・ 換価の猶予を申請する場合、「(換価猶予)地方税法第15条の6」にチェック（）

⑤ 猶予該当事実

徴収猶予を申請する場合、猶予該当事実の詳細を記入します。（※徴収猶予のうち本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき市税が確定した場合と、換価の猶予を申請する場合は記入不要です。）

【猶予該当事実の詳細の記入例】

例1	〇〇年9月●日、台風○号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の修理が必要となった。
例2	〇〇年9月●日に交通事故に遭い、3か月間〇〇病院に入院し、現在も通院中である。
例3	近隣に同業者が出店した〇〇年9月以降、売上が60%減少した。同年12月に従業員全員を解雇し、自店を閉店、廃業した。
例4	〇〇年3月期は税引前200万円の利益があったが、当社製品の原料である××の仕入れ価格が高騰したことにより、今期は税引前120万円の損失が生じた。

⑥ 市税を一時に納付することができない事情の詳細（どの猶予制度も記入必須）

次の例を参考に、市税を一時に納付することができない事情を、具体的に記入します。

●徴収猶予を申請する場合

例 1	店舗の床上浸水のため、修理を行った。その修理のための費用として、〇〇万円を要した。
例 2	〇〇病院に、入院及び医療費として〇〇年 9 月から 12 月までの間に 98 万円を支払った。 ●●保険から保険金として 30 万円を受け取っているため、差引金額の 68 万円の支出があった。
例 3	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで販売した損失 100 万円及び解雇した従業員に退職金 150 万円を支払い、合計 250 万円の支出があった。
例 4	今期の損失 120 万円のうち、〇〇年 3 月期の利益額である 200 万円の 2 分の 1 を超える 20 万円が、猶予該当事実があったことによる損失である。

●換価の猶予を申請する場合

【事業の継続が困難となる事情】

A 建設株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引き下げ等により売上は前年度に比べ 65% まで落ち込んでおり、仕入れ先である E 株式会社への支払いも遅れがちである。

A 建設株式会社からの入金全て市税の納付に充てた場合には、E 株式会社に対する支払いができず、今後材料を仕入れることができなくなり、事業の継続が困難になってしまう。

【生活の維持が困難となる事情】

取引先の単価の値下げ等により、勤務先の経営状態が悪く、給料が減らされていることに加え、病気のため定期的に通院しており、月に 10,000 円程度の医療費を支払っている。また、X 月に手術の予定があり、手術代を要するため市税を一括で納付するのが困難である。

⑦ 担保

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には「有」にチェック (☑) を入れます。

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありませんので、「無」にチェック (☑) を入れます。

- (1) 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が 100 万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情（地方税法により担保として提供できることとされている種類の財産（※）がないなど）がある場合

※ 担保として提供できる財産の種類

ア 国債及び地方債 イ 社債その他の有価証券で市長が確実に認めるもの ウ 土地

エ 保険に付した建物等（「建物等」とは、次に掲げるものをいいます。）

（ア）建物 （イ）立木 （ウ）登記される船舶 （エ）登録を受けた航空機

（オ）登録を受けた自動車 （カ）登記を受けた建設機械オ 鉄道財団等の財団

カ 市長が確実に認める保証人の保証

担保財産の詳細又は提供できない特別の事情がある場合はその事情を記入します。

⑧ 添付する書類欄（猶予を受けようとする額によって異なります）

猶予を受けようとする金額に応じて、添付書類が異なりますので、添付した書類にチェック (☑) を入れます。

第3 財産収支明細書(⇒24 ページ)の書き方

徴収猶予・換価の猶予を申請するためには、「財産収支明細書」を記入し、申請書に添付する必要があります。

財産収支明細書

記載例

1 財産の状況

(1) 預貯金等の状況（保有する現金及び銀行口座をすべて記入してください）

現金・預貯金 (金融機関名・支店名)	種類	口座番号	預貯金等の額	現金・預貯金 (金融機関名・支店名)	種類	口座番号	預貯金等の額
手持ち現金	現金		100,000 円	B 信金〇〇支店	当座	1234567	120,000 円
A 銀行〇〇支店	普通	1234567	140,000 円				円

(2) その他の財産の状況

財産の種類・内容（具体的に記入してください）		担保等	直ちに納付に 充てられる金額
不動産等	所在地・種類・面積 工場の土地建物(〇〇県△△市××町〇-〇-〇) 100 m ²	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円
車両	車種・車番・年式 事業用車両 1 台(福井 330 あ〇〇〇・・・平成 30 年式)	<input type="checkbox"/>	0 円
生命保険等	保険会社名・保険の内容・返戻金の額 〇〇生命保険 終身保険 返戻金〇〇円	<input type="checkbox"/>	0 円
その他財産	(国債・株式・敷金・保証金・売掛金) 売掛金、〇〇株式会社など	<input type="checkbox"/>	0 円

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先・買掛先の名称	借入金の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
A 銀行〇〇支店	15,000,000 円	300,000 円	×× 年 3 月	可・ <input checked="" type="checkbox"/>	
	円	円	年 月	可・否	

2 家族(役員)の状況

続柄(役職)	氏名	生年月日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
妻	坂井 〇子	昭和〇年×月△日	給与収入 100,000 円	パート
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

3 直前1年間における各月の収入及び支出の状況 ※源泉徴収票・決算書等で代用しても構いません。

年 月	①総収入金額	②総支出金額	③差額 (①-②)	備考(増減理由などを明記)
〇〇年△月 ～ 〇〇年□月	円 10,000,000	円 6,000,000	円 4,000,000	※〇〇年〇月新型コロナウイルスの影響により収入低下

4 今後の平均的な収入及び収入の見込金額（月額）

最近1か月の状況		【 3 】月分	内訳等						
①収入	売り上げ	400,000円	事業種目	製造業					
	経費	120,000円	屋号等	□□工業					
	営業所得	280,000円	勤務先	名称					
	給与（手取り）	円		所在地					
	年金（手取り）	円	給与等振込口座	銀行：	支店：	口座番号：			
②支出	社会保険料	100,000円							
	家賃（共益費含）	50,000円							
	食費	30,000円							
	電気・ガス・水道等	20,000円				滞納の有無	なし		
	医療費	10,000円				受診者名	坂井太郎		
	通信費	5,000円				携帯電話会社等			
	教育費	2,000円				子の氏名	坂井〇郎	年齢	17歳
	交際費（慶弔費）	5,000円							
	生命保険料	10,000円							
	住宅ローン	70,000円							
	債務返済実額	20,000円							
	その他	円							
	()								
②の合計	320,000円	特記事項							

5 今後1年以内における賞与等の臨時的な収入及び支出の見込額

	内容	年月	金額
臨時収入	売り上げ増（売掛金回収の爲）	令和〇年〇月	200,000
臨時支出	設備導入費	令和〇年〇月	100,000

6 分割納付年月日および分割納付金額

回	納付年月日	分割納付額
1	令和●年6月30日	30,000円
2	令和●年7月31日	30,000円
3	令和●年8月31日	30,000円
4	令和●年9月30日	30,000円
5	令和●年10月31日	30,000円
6	令和●年11月30日	30,000 + 延滞金 円
7		
8		
9		
10		
11		
12		

現時点で納付計画が立てられない場合
 (年 月 日)に納付計画について再相談のうえ決定します。

納税者への確認事項

【必ずお読みいただき、チェック(☑)をつけてください】

猶予された税は納付しなければならない債務であり、
支払いが免除されるものではありません。

(換価の猶予のみ) 猶予期間中、督促状について各期別の納期限後、1か月以内に発布されます。

猶予期間中の延滞金は一部（徴収の猶予のうち1号・2号該当分は全額）が減免されます。

一時に納付できる財産があるにもかかわらず、猶予を受けていたことが判明した場合は、猶予を不許可または取り消す場合があります。

新たに市税が課税されたら納期内に納付してください。
 やむを得ず納付できない事情がある場合は、坂井市役所税務課へご相談ください。

相談がないまま新たに課税された税金を滞納した場合、猶予を取り消す場合があります。

●上記確認事項に同意し、本書の内容に相違がないことを確認するとともに、明細書に記載された徴収金について、債務を承認します。	署名欄	坂井 太郎
---	-----	-------

1 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

「手持ち現金」に、申請書を提出する日現在の、自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記入します。

預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類（普通、当座、納税準備）及びその金額を記入します。

(2) その他の財産の状況

不動産、車両、生命保険、売掛金、国債、上場株式等の有価証券など所有している財産をそれぞれ具体的に記入します。

「担保等」に、記入した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック（☑）をつけます。

「直ちに納付に充てられる金額」に、記入した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記入します。

売掛金・貸付金等がある場合は、売掛先の名称、住所、種類、金額等を記入します。

(3) 借入金・買掛金の状況

借入金等の名称、借入金等の金額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記入します。

「月額返済額」に、毎月の平均的な返済額を記入します。

「返済終了（支払）年月」に、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記入します。

「追加借入の可否」に、借入の枠が残っているなど追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。

「担保提供財産等」に、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記入します。

2 家族（役員）の状況

申請者が法人の場合は、全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、報酬額（月額）、所有財産等を記入します。

※ 報酬額は、源泉徴収する所得税等を控除する前の金額を記入します。

申請者が個人の場合は、生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を受けている場合は、その金額）、職業及び所有財産等を記入します。

※ 収入金額は、源泉徴収される所得税等を控除する前の金額を記入します。

6 家族（役員）の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
母	主税 春	昭和XX年 X 月 XX 日	120,000 円	年金受給者 土地、建物(〇〇市△△町××)
妻	主税 花子	昭和XX年 X 月 XX 日	180,000 円	事業専従者
長男	主税 一郎	平成XX年 X 月 XX 日	0 円	大学生
次男	主税 次郎	平成XX年 X 月 XX 日	0 円	高校生

3 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額（①－②）」を記入します。

「③差額（①－②）」の金額がマイナスのときは、金額の前に「－」又は「▲」を付けます。

臨時的な収入や支出があった月については、「備考」に、その理由を記入します。

月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記入しても差し支えありません。

◀「備考」の記入例▶ 事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため
配送用車両の故障による修繕費として50万円の臨時的な支出があったため

4 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）

今後の収支を見込むため、最近1ヶ月の状況について記載し、猶予期間における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額とします。

① 営業所得・給与・年金等

売上収入その他の経常的な収入を全て税込金額で「売り上げ」欄に記載し、各月に必要な経費を「経費」の欄に記載し、差引額を「営業所得」欄に記載します。納税者等が個人の場合には、給与や年金の手取り額を給与欄、年金欄に記載します（「売り上げ」「経費」欄は記載不要）。

なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について記入してください。

② 支出

納税者等及び納税者等と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費を算出します。

また、納税者等と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を計算した金額から減額して記載します。

社会保険料、家賃、光熱費等、医療費、通信費、生命保険料等について、各欄に記載した内容について、必要に応じて、領収書や通帳（金融機関引き落としの場合）の写し等により確認させていただく場合があります。

また、上記支出項目以外で支出がある場合は、その他欄に記載してください。

例：車にかかる保険代・ガソリン代

5 今後1年以内における賞与等の臨時的な収入及び支出の見込金額（月額）

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額を税込金額で記入します。

「臨時収入」に、不要不急の資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記入します。

◀「臨時収入」の記入例▶

- ・〇〇保険の一時金受取り
- ・〇〇〇〇社からの貸付金回収
- ・賞与

「臨時支出」に、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記入します。

≪ 「臨時支出」の記入例 ≫

- ・ 配送車両の老朽化による新規購入
- ・ 工場内の電気設備の定期点検
- ・ 住宅ローン（賞与時加算）
- ・ 子の高校入学費用

6 分割納付年月日および分割納付金額

分割納付期間中の分割納付の金額を記入します。

「月」に猶予期間中の各月を、「分割納付金額」に各月の納付金額を記入します。

納付計画最終回の「納付金額」には「納付金額（〇〇〇円）＋延滞金」と記入します。

審査の結果、猶予が許可されると、延滞金の一部が免除となりますが、延滞金の一部が免除となった場合で免除後の残りの延滞金について「納付金額（〇〇〇円）＋延滞金」の記入がされていない場合は、原則として分割納付の最終回に延滞金を加算し、換価の猶予許可通知書を送付します。

そのため、申請書の分割納付計画と換価の猶予許可通知書の金額が異なる場合があります。

現時点で納付計画が立てられない場合

現時点で完納まで納付計画が立てられない場合は、再相談の上納付計画を決めますので、再相談日を空欄に記入のうえ、チェックを入れてください。

●納税者への確認事項、署名欄

猶予申請を受けるにあたり、確認事項をお読みの上、チェック（）を入れたうえで、署名欄に記名してください。

第4 担保関係書類の書き方

提供する担保の種類により提出する書類が異なります。ここでは、主な担保種類として「不動産」と「保証人」のみ書き方を説明します。不動産、保証人以外の担保を提供する場合は、税務課までご相談ください。

1 担保提供書の書き方（担保種類が不動産の場合⇒26 ページ）

【担保物件が不動産・船舶・航空機等の場合】

担 保 提 供 書											
坂井市長 様								申請年月日			
徴収 換価 の猶予に係る次の税額の担保として、次の物件を提供します。								① 年 月 日			
納付義務者	住所 または 所在地			② 電話番号 ()							
	氏名 または 名称			③ 印							
猶予を受けようとする金額	科目	賦年	課年	通知書番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円)	合計金額(円)	納期限	備考
						③					
	猶予を受けようとする金額の合計額										円
担保物件の表示											
徴収 換価 の猶予に係る上記税額の納税担保として、 上記物件の提供を承諾します。								⑤ 年 月 日			
担保物件の所有者	住所 または 所在地			⑥ 電話番号 ()							
	氏名 または 名称			⑦ 印							
備 考											
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 抵当権設定登記承諾書 (担保が第三者の所有する財産の場合は、当該第三者の署名・押印)					<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 (担保が第三者の所有する財産の場合は、本人及び当該第三者のもの各1通)				

- ① 申請年月日
担保提供書を提出する日と同一の年月日を記入します。
- ② 納付義務者
住所（又は所在地）、氏名（又は名称）を記入します。
- ③ 猶予を受けようとする市税の額を記入します。未納額、督促手数料、延滞金を記入します。
通知書番号は、納税通知書等で分かる場合は記入し、不明の場合は記入する必要はありません。
- ④ 担保物件の表示
登記事項証明書に記載されている内容（所在、地番、地目、地積等）を記入します。

【記入例】	
<p>(土地の表示)</p> <p>所在：坂井市坂井町下新庄○字</p> <p>地番：○番△号</p> <p>地目：宅地</p> <p>地積：○○平方メートル</p>	<p>(建物の表示)</p> <p>所在：坂井市坂井町下新庄○字○番△号</p> <p>家屋番号：○番△号</p> <p>種類：居宅</p> <p>構造：木造瓦葺 2 階建</p> <p>床面積：1 階 ○○平方メートル 2 階 □□平方メートル</p>

- ⑤ 担保物件の提供を承諾した日を記入します。
- ⑥ 担保物件の所有者
担保物件の所有者の住所・氏名等を記入し、押印します。
- ⑦ 添付書類
必要な書類を添付し、を入れてください。
- ・ 抵当権設定登記承諾書（27 ページ、書き方は 21 ページ）
 - ・ 印鑑証明書
- ※本人所有の不動産を担保にする場合は、本人分のみ
- ※第三者所有の不動産を担保にする場合は、本人と不動産所有者の両方

2 抵当権設定承諾書の書き方(⇒27 ページ)

「抵当権設定登記承諾書」は、納税の猶予等の担保として不動産を提供する場合に、抵当権設定登記嘱託の登記原因を証する書面として使用するものです。

抵当権設定登記承諾書	
原 因	年 月 日徴収（換価）の猶予に係る
	年 月 日
納 税 者 住 所	
納税者 猶予を受ける納税義務者の住所氏名を記入します。	原因 徴収（換価）猶予の日付は、「猶予許可通知書」に記載した年月日を記載します。抵当権設定契約の日付は、猶予の日付と同一または新しい日付となります。そのため、申請段階ではこの欄は空欄のまま提出してください。
債 権 額 金 円	
	（内訳 別紙未納明細書のとおり）
債権額 猶予する地方税の合計額を記入します。	地方税法所定の額による
下記の物件に上記の抵当権設定の登記をすることを承諾します。	
設 定 者	年 月 日
	年月日 抵当権設定登記の承諾日を記入します。
住所	
氏名	印
坂井市長	設定者 設定者（不動産の所有者）本人が自署し、印鑑登録済みの印章を押印します。
不動産の表示	不動産の表示 登記簿の不動産の表示を記載してください。

3 担保提供書の書き方（担保種類が保証人の場合⇒28 ページ）

【担保物件が保証人の場合】

担 保 提 供 書											
坂井市長 様								申請年月日			
徴収 換価 の猶予に係る次の税額の担保として、保証人を設定しましたので、 その保証証書を次のとおり提供します。								年 月 日			
納 付 義 務 者	住所 または 所在地			電話番号 ()							
	氏名 または 名称			印							
猶 予 を 受 け よ う と す る 金 額	科目	賦 年	課 年	通知書番号	期 (月)	未納額 (円)	督促 (円)	延滞金 (円)	合計金額 (円)	納期限	備考
	猶予を受けようとする金額の合計額										円
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">収入印紙 をお貼り ください (200円)</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">納 税 保 証 書</div>											
徴収 換価 の猶予に係る上記納付義務者の猶予税額を、 私において（私ども保証人連帯で）納税保証をします。								年 月 日			
保 証 人	住所 または 所在地			電話番号 ()							
	氏名 または 名称 (自 署)			印							
備 考											
添 付 書 類 <input type="checkbox"/> 保証人の印鑑証明書						※保証人が法人の場合 <input type="checkbox"/> 代表者の資格を証する書類 <input type="checkbox"/> 代表者の印鑑証明書					

① 申請年月日

担保提供書を提出する日と同一の年月日を記入します。

② 納付義務者

住所(又は所在地)、氏名(又は名称)を記入します。

③ 猶予を受けようとする市税の額

を記入します。未納額、督促手数料、延滞金を記入します。
通知書番号は、納税通知書等で分かる場合は記入し、不明の場合は記入する必要はありません。

④ 納税保証書の記入日を記載します。

⑤ 保証人

保証人の住所・氏名等を記入し、印鑑登録済の印章を押印します。

⑥ 添付書類

- ・ 印鑑証明書

※保証人の印鑑証明書を添付してください。

保証人が法人の場合

- ・ 代表者の資格を証する書類と代表者の印鑑証明書を添付してください。

⑦ 収入印紙

この保証書には、納税保証人において印紙法所定の収入印紙（200円）をちょう付し、消印してください。

財産収支明細書

1 財産の状況

(1) 預貯金等の状況（保有する現金及び銀行口座をすべて記入してください）

現金・預貯金 (金融機関名・支店名)	種類	口座番号	預貯金 等の額	現金・預貯金 (金融機関名・支店名)	種類	口座番号	預貯金 等の額
手持ち現金	現金		円				円
			円				円

(2) その他の財産の状況

財産の種類・内容（具体的に記入してください）		担保等	直ちに納付に 充てられる金額
不動産等	所在地・種類・面積	<input type="checkbox"/>	円
車両	車種・車番・年式	<input type="checkbox"/>	円
生命保険等	保険会社名・保険の内容・返戻金の額	<input type="checkbox"/>	円
その他財産	(国債・株式・敷金・保証金・売掛金)	<input type="checkbox"/>	円

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先・買掛先の名称	借入金の金 額	月額返済額	返済終了(支払) 年月	追加借入 の可否	担保提供財産等
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

2 家族(役員)の状況

続柄(役職)	氏名	生年月日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

3 直前1年間における各月の収入及び支出の状況 ※源泉徴収票・決算書等で代用しても構いません。

年 月	①総収入金額	②総支出金額	③差額 (①-②)	備考(増減理由などを明記)
年 月 ～ 年 月	円	円	円	

4 今後の平均的な収入及び収入の見込金額（月額）

最近1か月の状況		【 】月分	内訳等		
①収入	売り上げ	円	事業種目		
	経費	円	屋号等		
	営業所得	円	勤務先	名称	
	給与（手取り）	円		所在地	
	年金（手取り）	円	給与等振込口座	銀行： 支店： 口座番号：	
②支出	社会保険料	円			
	家賃（共益費合）	円			
	食費	円			
	電気・ガス・水道等	円	滞納の有無		
	医療費	円	受診者名		
	通信費	円	携帯電話会社等		
	教育費	円	子の氏名	年齢	歳
	交際費（慶弔費）	円			
	生命保険料	円			
	住宅ローン	円			
	債務返済実額	円			
	その他 ()	円			
	②の合計	円	特記事項		

5 今後1年以内における賞与等の臨時的な収入及び支出の見込額

	内容	年月	金額
臨時収入			
臨時支出			

6 分割納付年月日および分割納付金額

回	納付年月日	分割納付額
1	年 月 日	円
2	年 月 日	円
3	年 月 日	円
4	年 月 日	円
5	年 月 日	円
6	年 月 日	円
7	年 月 日	円
8	年 月 日	円
9	年 月 日	円
10	年 月 日	円
11	年 月 日	円
12	年 月 日	円

現時点で納付計画が立てられない場合
(年 月 日)に納付計画について
再相談のうえ決定します。

納税者への確認事項

【必ずお読みいただき、チェック(☑)をつけてください】

猶予された税は納付しなければならない債務であり、
支払いが免除されるものではありません。

(換価の猶予のみ) 猶予期間中、督促状について各期別の納期限後、1か月以内に発布されます。

猶予期間中の延滞金は一部(徴収の猶予のうち1号・2号該当分は全額)が減免されます。

一時に納付できる財産があるにもかかわらず、猶予を受けていたことが判明した場合は、猶予を不許可または取り消す場合があります。

新たに市税が課税されたら納期内に納付してください。
やむを得ず納付できない事情がある場合は、坂井市役所税務課へご相談ください。

相談がないまま新たに課税された税金を滞納した場合、猶予を取り消す場合があります。

●上記確認事項に同意し、本書の内容に相違がないことを確認するとともに、明細書に記載された徴収金について、債務を承認します。 署名欄

抵当権設定登記承諾書

原 因 年 月 日徴収（換価）の猶予に係る

年 月 日抵当権設定契約

納 税 者 住 所

氏 名

債 権 額 金 円

（内訳 別紙未納明細書のとおり）

※延滞金の額 地方税法所定の額による

下記の物件に上記の抵当権設定の登記をすることを承諾します。

年 月 日

設 定 者

住所

氏名

印

坂井市長

様

不動産の表示

市税猶予制度のしおり

令和5年4月1日発行

坂井市役所 税務課

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄 1 - 1

0776-50-3024